

○個人墓地を新設又は移設しようとしている方へ

墓地を新たに設置するためには、墓地、埋葬等に関する法律の規定により、許可を受けなければなりません。

別紙「墓地経営許可関係提出書類について(個人による申請の場合)」のとおり、申請書に関係書類を添付し、市役所生活環境課又は各支所地域振興課へ提出してください。

○墓地経営許可申請の前に

・墓地予定地は、申請者の所有になっていますか？

墓地用地は申請者が所有し、地上権等の権利が設定されていないことが原則です。

申請者以外が所有している場合又は権利の設定がある場合には、期限(竣工又は使用開始)までに申請者に所有権を譲渡する旨又は権利を解除する旨の承諾書を提出してください。

・墓地予定地は、一筆の土地の一部ではありませんか？

墓地用地が、一筆の土地の一部の場合には、分筆をしていただく必要があります。

申請時に分筆が終わっていない場合には、「〇〇〇〇番の一部」として、申請できますが、使用開始までに分筆をしていただくことが許可条件となります。

・墓地予定地は、農地ではありませんか？

墓地用地が農地の場合、農地法による許可が必要となる場合があります。

詳しくは、農業委員会へご相談ください。

・墓地予定地を盛土・切土しませんか？

宅地造成工事規制区域内において、盛土1m・切土2mのがけを生じる造成を行う場合には、宅地造成等規制法による許可が必要となります。

詳しくは、建築指導課へご相談ください。

・墓地予定地の周辺住民等へ墓地の計画を周知してください。

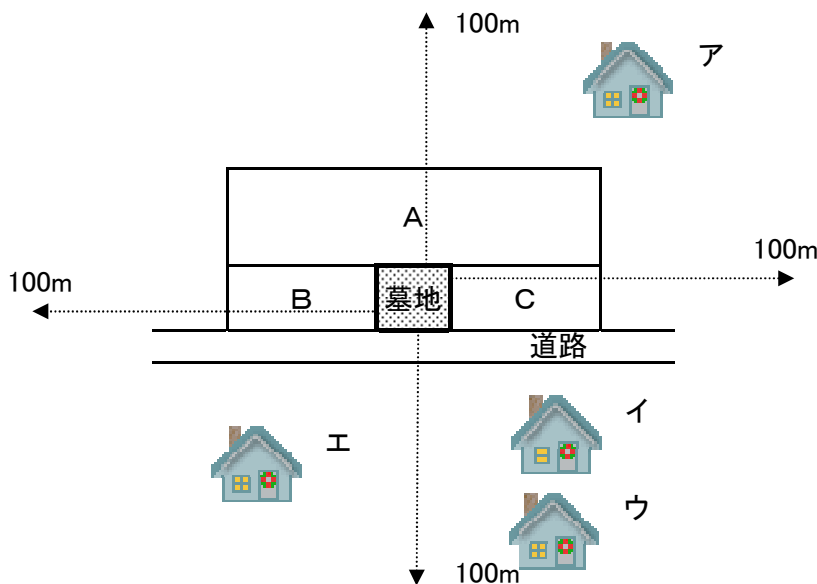
墓地の区域に接する土地の所有者(1号に該当する者)

境界からの距離が100m以内の人家に居住する世帯主(2号に該当する者)

【周知対象者の例】

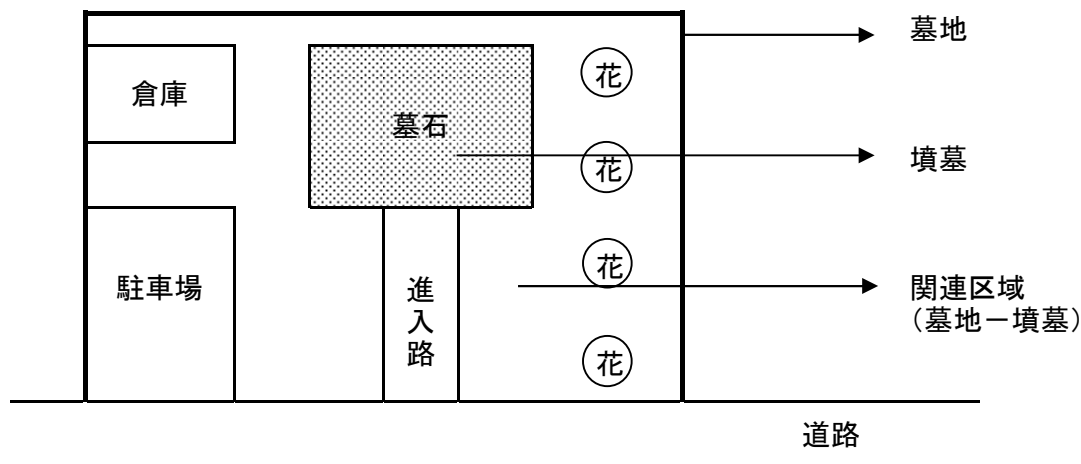
1号該当者 → A・B・C の3名

2号該当者 → ア・イ・ウ・エ の4名

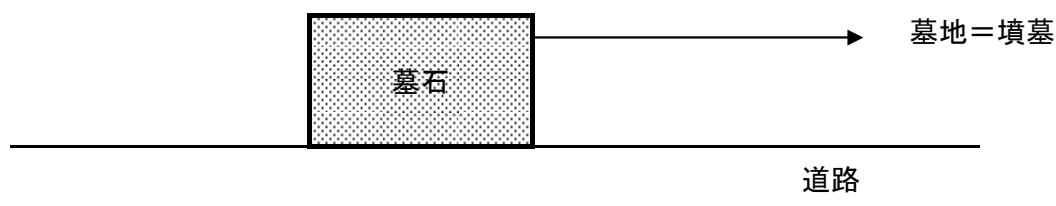


○墓地、墳墓、関連区域の違い

【墓地の例①】



【墓地の例②】



○個人墓地経営許可申請時のチェックリスト

- ☐ 1. 申請書
 - 申請日、押印、墓地等の概要の記載は正しいか。申請の理由に焼骨の埋蔵と書いてあるか。
- ☐ 2. 墓地及び付近の略図(位置図)
 - 100mの境界線を記入してあるか。
- ☐ 3. 土地の登記事項証明書
 - 申請前3カ月以内のものか。
- ☐ 4. 関係図面(配置図、平面図、断面図、姿図、丈量図、公図の写し等)
 - 図面と申請書の面積に相違はないか。最低でも、配置図、平面図、公図の写しが必要。
- ☐ 5. 周知結果報告書
 - 個別説明等の概要と人数が合うか。申請者の意見が書いてあるか。
- ☐ 6. 個別説明等の概要
 - 1号、2号の別が書いてあるか。対象者に周知してあるか。
- ☐ 7. 維持管理書
- ☐ 8. 土地所有権譲渡承諾書
 - 申請者と土地所有者が違う場合に必要。
- ☐ 9. 地上権等解除承諾書
 - 地上権等が設定されている場合に必要。